

公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(1)

目次

第1	新公益信託法の目的	3
第2	公益信託の定義等	3
1	公益信託の定義	3
2	公益信託事務の定義	3
第3	公益信託の効力の発生	3
1	公益信託の成立の認可	3
2	不認可処分を受けた信託の効力	3
第4	公益信託の受託者【全体P】	5
1	公益信託の受託者の資格	5
2	公益信託の受託者の権限、義務及び責任	5
第5	公益信託の信託管理人	6
1	公益信託における信託管理人の必置	6
2	公益信託の信託管理人の資格	6
3	公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任	8
第6	公益信託の委託者	9
第7	行政庁	9
1	公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁	9
2	行政庁の区分	9
第8	公益信託の成立の認可の申請	9
1	公益信託の成立の認可の申請主体	9
2	公益信託の成立の認可の申請手続	10
第9	公益信託の成立の認可基準	10
1	公益信託の目的に関する基準	10
2	公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準	10
3	公益信託の信託財産に関する基準	10
4	公益信託の信託行為の定めに関する基準	12
第10	公益信託の名称	13
第11	公益信託の情報公開	14
1	公益信託の情報公開の対象及び方法	14
2	公益信託の公示	14

第12 公益信託の監督.....	15
1 行政庁の権限.....	15
2 裁判所の権限.....	15

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとする。

第3 公益信託の効力の発生

1 公益信託の成立の認可

公益信託は、当事者が信託行為をし、かつ、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることによってその効力を生ずるものとする。

2 不認可処分を受けた信託の効力

公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は不認可処分を受けた時から、受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし（注）、当該信託については信託法第11章の規定を適用するものとする。

（注）上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

○ 中間試案 第3の2「不認可処分を受けた信託の効力」

公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし（注1）、当該信託については信託法第

11章の規定を適用するものとする（注2）。

（注1）上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

（注2）行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けるべきであるという考え方がある。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

中間試案第3の2の提案に対しては、「（注2）は、公益信託の成立の認可を申請したことをもって、信託法第258条第1項に規定する受託者要件を緩和する等の効果を与えることになるが、そのような取扱いをする必要性も合理性もない」「不認可処分を受けた信託は、単に私人間の信託であることから、その効力を新公益信託法の中に規定すべきではない。」「（注2）については、信託法第11章の特則の内容にもよるが、新法による公益信託を紛らわしさが生じる可能性があることから、その歯止めが講じられない限り反対」「（注2）は行政庁が『公益信託の成立の認可は不可であるが、公益には確かに貢献する』ということを示す必要があるが、そのような要件を法定する意味はない」等として、本文の提案に賛成するとともに、（注1）の考え方にも賛成する意見があった。また、（注2）の考え方に対しては、主に公益の推進という観点から、信託法附則第3項に定める受託者要件や信託法第259条の存続期間の制限を緩和する旨の特則を設けるべきであるとして、これに賛成する意見と、上記のとおり、反対する意見とがあった。

2 中間試案からの変更点

中間試案第3の2の（注2）について、第46回会議では、行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けた場合に、脱法的な目的信託の創設につながるのではないかとの意見があった。

例えば、不認可処分を受けた受益者の定めのない信託につき、目的信託に比べ受託者要件を緩和するような規律を設けた場合には、初めから認可を受けるつもりはなく、不認可処分を受けることを前提として、行政庁に形式的に公益信託の成立の認可の申請を行い、目的信託とは別の規律を適用する新たな目的信託を成立させる受託者も想定される。こうした濫用の可能性を考えると、行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けるべきではないと考えられることから、中間試案第3の2の（注2）の考え方を取り上げないこととした。

第4 公益信託の受託者【全体P】

1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注2）

（注1）受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関する学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とすべきであるとの考え方がある。

（注2）受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

(2) 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者でその取消の日から5年を経過しない者に該当しないこと

(3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

(1) 公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 受託者の善管注意義務は、軽減することはできないものとする。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

○中間試案 第5の1「公益信託における信託管理人の必置」

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

(注) 美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。

(補足説明)

中間試案第5の1の本文の提案に対して、パブリックコメントでは、提案に賛成する意見が多数であったが、(注)の考え方については、「自然人受託者を許容する場合には、(注)の考え方が必要」として賛成する意見と、「軽量・軽装備な制度設計が求められていることと相容れない」として反対する意見とがあった。

中間試案第5の1の(注)の考え方については、本部会資料第5の2において、『「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力」の確保』という観点から検討することとした。

2 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

- (1) 公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力【P】を有すること。
- (2)ア 受託者又はその親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと。
イ 委託者又はその親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 信託管理人が自然人である場合
前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと。
- (4) 信託管理人が法人である場合
業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(3)のいずれかに該当する者がいないこと。

○中間試案 第5の2「公益信託の信託管理人の資格」

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1)ア 受託者又はその親族，使用人その他受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

イ 委託者又はその親族，使用人その他委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

(2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと

(3) 信託管理人が自然人である場合

前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと

(4) 信託管理人が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，前記第4の1(2)に掲げる者に該当する者がいないこと

(注) 上記(1)から(4)までに加え，当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識，経験及び信用を有する者（公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者）であることを必要とする考え方がある。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

中間試案第5の2の提案については，概ね賛成が得られた。また，(注)については，「学識，経験，信用」を判断することは困難であり，「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力」が必要である旨の意見が複数あった。

2 中間試案からの変更点

後記3に述べるもののほか，中間試案第5の2(2)について，他と重複があったため，本項目では取り上げないこととしている。

3 「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力」について

信託管理人は，公益信託において，公益信託の目的を達成するため，公益信託の受託者の信託事務を監督する役割を果たし，公益信託のガバナンスの中心を担うことが期待される。

そして，このような公益信託の信託管理人に期待される役割の重要性を踏まえると，これを担保するものとして，公益信託の信託管理人に一定の要件を課す必要がある。そこで，本文は，パブリックコメントの意見も踏まえ，新たな公益信託の信託管理人には「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力」を求めることを追加して提案するものである。

もっとも，この「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力」のより具体的な

内容については、公益信託の受託者に求められる能力の在り方の検討を踏まえて、改めて検討することとする。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限、義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

○中間試案 第5の3「公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任」

(1) 略

(2) 信託管理人の権限は、信託行為の定めによって制限することは原則としてできないものとし、信託管理人の義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

中間試案第5の3(1)の提案に対しては、反対する意見はなかった。また、中間試案第5の3(2)の提案に対しては、「公益信託のガバナンスの要を担う信託管理人の権限に関しては、信託行為の定めによる制限を全て認めるべきではない」として、反対する意見があった。

2 中間試案からの変更点

受益者が存在しない公益信託において信託管理人が果たすべき役割の重要性からすると、公益信託の信託管理人の権限の信託行為による制限は原則として認めるべきではないが、公益信託の受託者の辞任及び解任の同意権や信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権については、委託者、受託者及び信託管理人による私的自治を尊重し、信託行為による信託管理人の権限の制限を認めることも考えられる。そのため、中間試案第5の3の本文では、「信託管理人の権限は、信託行為の定めによって制限することは『原則として』できないものとし」との提案をしていた。これは、中間試案の補足説明別表1（公益信託の信託管理人の権限）において、「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の欄に△を付していた権限等が存在することによる。具体的には、公益信託の信託管理人の通知受領権及び報告受領権である。

しかし、利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権について、公益信託の信託管理人が利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権を有さない旨の定めを置くことを可能とした場合には、受託者が利益相反行為又は競合行為を行った事実を信託の当事者の誰も知らない状態が生ずるおそれがある。また、公益信託の信託管理人が信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権を有

さない旨の定めを置くことが可能とした場合には、信託管理人が不正等を発見することが遅れ、結果、信託財産に重大な損失が生ずるおそれがある。公益信託においては、信託管理人が受託者の不正の防止を図るなど受託者を監督するための限られた仕組みであり、公益信託内部の自律的なガバナンスにおいて重要な役割を担うものであることに鑑みると、これらについても、別段の定めを置くことを許容することは相当でないと考えられる。そこで、本文においては、そのような信託管理人の役割の重要性に鑑み、信託管理人の権限は信託行為の定めによって制限することは全てできないものとするを提案するものである。

第6 公益信託の委託者

公益信託の委託者の権限を確定させるためには、主に第13（公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任），第14（公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任），第15（公益信託の変更，併合及び分割）における検討を踏まえる必要があるため、当該検討を踏まえた上でその他の権限も併せて検討することとする。

第7 行政庁

1 公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁

現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止し、公益信託の成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改め、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内である公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とするものとする。

第8 公益信託の成立の認可の申請

1 公益信託の成立の認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託の成立の認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託の成立の認可の申請手続

公益信託の成立の認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

第9 公益信託の成立の認可基準

(前注) 本項1から4までの成立の認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（本部会資料の第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（本部会資料の第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属権利者を信託行為で定めていること（後記第17の1）

行政庁は、公益信託の成立の認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託の成立の認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること。

2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

3 公益信託の信託財産に関する基準

(1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。

(2) 公益信託の成立の認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること。

(3) 信託財産に、他の団体の意思決定に参与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

○ 中間試案 第9の3「公益信託の信託財産に関する基準」

(1) 略

(2) 略

(3) 信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する（注）。

（注）公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれるか否かを公益信託の成立の認可基準としないという考え方がある。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

中間試案第9の3(1)及び(2)の提案に対して、パブリックコメントでは、反対意見はなく、賛成が得られた。

また、中間試案第9の3(3)の提案に対しては、「(注)の考え方は、公益法人認定法第5条第15号に規定されている公益法人制度とのバランスを欠くとともに、認可基準としない理由も明確ではなく、株式会社等を支配するために使われないよう防止策が別途必要となること等から反対する」として、本文の提案に賛成する意見があった。また、「議決権行使によってその他の団体を支配するような行動をとることが問題視されるべきで、保有そのものを禁止することまでは必要ない」「公益信託が他の団体の意思決定を左右する財産について一定の制約を付すること自体について賛成するが、本文の内容では、財産の保有が認められる株式などの範囲が不明確である等の問題点があり、規制の方法については引き続き検討すべき」として、本文の提案に反対する意見があった。

2 中間試案からの変更点

パブリックコメントの結果及び従前の部会における審議の状況を踏まえ、本部会資料第9の3については、(注)の考え方を取り上げないこととした。

新たな公益信託において、公益信託の受託者が、信託財産に含まれる株式等の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、公益信託の受託者が信託財産を用いて実質的に営利事業を行うことにつながることになりかねないから、そのような事態を防止する必要があると考えられる。他方で、公益信託の受託者が株式等の財産を保有することを全て禁止すべきとの考え方もあり得るが、公益信託の受託者は善管注意義務を負い、その信託財産について適切な分散投資を行うことが求められることから、公益信託の受託者が株式等の財産を一切保有してはならないとするのは適切でない。そこで、本部会資料では、中間試案第9の3(3)の(注)を取り上げないこととしたものである。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

- (1) 信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとする。
 - ア 委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと。
 - イ 特定の個人又は団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。
 - ウ 受託者及び信託管理人の報酬について、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が定められていること。
 - エ 公益信託の会計について
 - (ア) 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
 - (イ) 遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであること。
 - (ウ) 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること。
- (2) 公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

○中間試案 第9の4「公益信託の信託行為の定めに関する基準」

- (1) 信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとする。
 - ア 略
 - イ 略
 - ウ 略
 - エ 公益信託の会計について
 - (ア) 略
 - (イ) 略
 - (ウ) 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること（注）
（注）エ(ウ)の基準は不要であるとする考え方がある。
- (2) 略

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

中間試案第9の4(1)アからウまでの提案に対して、パブリックコメントにおいては、公益性の確保（私益の排除）の観点から適当である等として、これに賛成する意見があった。また、中間試案第9の4(1)エの提案に対しては、現在の公益信託において経常的経費の割合が公益信託事務の費用を上回る事例も一部見受けられることから、(ウ)の提案に賛成（(注)に反対）する意見があった。他方で、受託者の

報酬について別途制約がある中で、あえて（ウ）のような基準を導入する必要性は乏しいとして、（ウ）の提案に反対（（注）に賛成）する意見もあった。また、軽量・軽装備の考え方に反することから、（ア）から（ウ）までの基準は全て不要であるとして、エの本文の提案全体に反対する意見や、会計上の規制を設けるとしても、単年度ではなくより長い期間で考えるなど柔軟な対応が可能となるような制度を検討すべきとの意見もあった。

2 中間試案からの変更点

上記1のとおり、中間試案第9の4(1)エ（ウ）の（注）の考え方について、パブリックコメントでは、賛成する意見があった。

しかし、新たな公益信託における受託者及び信託管理人の報酬については、採算確保が極めて困難である等の現在の公益信託における問題点を踏まえ、本文ウのとおり、不当に高額にならない範囲又は算定方法が定められていることを求め、公益信託の受託者及び信託管理人の適正な報酬を確保することとしているが、当該報酬が公益信託事務の運営に係る他の費用との間で相対的には比率が大きくなることはあり得る。そのため、公益信託の受託者及び信託管理人の報酬について一定程度制約を課したとしても、そのみをもって、必要な費用が公益信託事務のために使われることを担保することは困難であると考えられる。そこで、（注）の考え方を取り上げないこととした。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 2 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 3に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第 1 1 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

現行公益信託法第 4 条第 2 項を廃止又は改正し、新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益財団法人と同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託の成立の認可及びその取消し、公益信託の受託者に対する勧告及び命令、公益信託の変更及び併合・分割の認可〔又は終了の認可／をし、又は公益信託の受託者であった者が終了の届出〕をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

○中間試案 第 1 1 「公益信託の情報公開」

1 略

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

中間試案第 1 1 の提案に対して、パブリックコメントでは、公益信託に係る重要事実は公表すべきであるとして、これに賛成する意見があった。また、本文の提案の他に、公益信託の成立の不認可、勧告・命令の処分をしたときも公示の対象とされたいとの意見があった。

2 中間試案からの変更点

本文では、公益法人制度との整合性や、上記のパブリックコメントの意見を踏まえ、新たに「公益信託の受託者に対する勧告及び命令」「終了の認可／公益信託の受託者であった者が終了の届出」をしたときを公示の対象とすることを追加して提案するものである。

なお、公益法人制度では、「不認定」の場合には、公益認定の申請を行った法人に対しての処分が通知されるのみであり、新たな公益信託においても同様の取扱いとするのが相当であると考えられることから、公益信託の「不認可」の場合を公示対象とはしていない。また、中間試案第 1 6 の 3 (委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了)において、公益信託の終了には行政庁による終了の認可又は成立の認可の取消しを受けるものとする甲案と委託者、受託者及び信託管理人の合意のみで終了することができるものとする乙案を提案している。乙案を採用した場合であっても、行政庁に対して終了した旨の届出等をすることは最低限必要となると考えられることから、本部会資料第 1

1の2の本文の提案の中では、「公益信託の受託者であった者が終了の届出」をしたときを加えている。さらに、中間試案の第16の3の論点において甲案及び乙案のどちらの提案を採用するかによっても、公示の内容が変わるため、「終了の認可」「公益信託の受託者であった者が終了の届出」の部分にブラケットを付すこととしている。

第12 公益信託の監督

1 行政庁の権限

現行公益信託法第4条第1項の規律を改め、行政庁は、次の権限を行使するものとする。

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 行政庁は、公益信託が成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- (3) 行政庁は、上記(2)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 行政庁は、上記(3)の命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかつたときは、当該公益信託の成立の認可を取り消さなければならない。

2 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。ことに加え、現行公益信託法第8条が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

(補足説明)

中間試案第12の1及び2の提案に対して、パブリックコメントにおいては、概ね賛成が得られたが、中間試案第13（公益信託の受託者の辞任及び解任、新受託者の選任）から第16（公益信託の終了）までの論点において、本文の提案とは異なる行政庁の関わり方を提案することから、これに反対する意見があった。この意見を踏まえての検討は、本部会資料第13から第16までの適宜の箇所にて行なうこととする。

以上